ヘルスアップタウン NEWS

けると、

将来に備えて確認

おし

しえて 介護保険

65歳以上の 人が利用できる介護保険サービス。

受ける介護サ とを考えてみまし ビスを受けることができます。 自宅で受けられる家事支援などのサ ・ビス、 福祉用具利用に関するサ 家族や自分のために、 ービスや訪問・通い・宿泊で ビスなど、 要介護・要支援認定を受 さまざまな介 介護保険のこ

心配事があれば、まずは町担平場面が増えることが考えられ 忘れや排せつの失敗が増えてきたな さまざまな理 不安定にな まずは町担当や地 由で介助が必要な ってきた、

要介護

(要支援)

認定者

歳以上の5人に1

令和5年

11月現在、町の要介護

(要

受けています(住所地特例者含む)。

護認定率は18・3%)で、およそ5

支援)認定者数は約750

(要介

人に1人が要介護(要支援)認定を

域包括支援センタ

ーに相談してみま

「知ってみよう介護保険のこと」開催します // ……

町職員・地域包括支援センター職員が介護保険の申請方法や使 い方についてお話しします。気軽にご参加ください!

日にち	時間・場所	
3月21日(木)	10:00~ 桑折町役場	15:00~ 伊達崎公民館
3月22日(金)	10:00~ 睦合公民館	15:00~ 半田公民館

※詳しくは、町ホームページ(下記二次元コード)をご覧ください。

■問い合わせ 健康福祉課 福祉介護係 ☎ 582-1134



10

申請~要介護認定までの流れ //

■介護保険を利用できる人は?

原則として65歳以上の人です。ただし、特定疾病(16種類) と診断された場合に限り、40歳~64歳の人も申請できます。

申請から認定決定までの期間は?

およそ1か月です。緊急でサービスを導入しなければならな い状態である場合などは、認定が出る前に「みなし」でサー ビスを利用することも可能です。



1 電話・窓口で相談

桑折町健康福祉課 福祉介護係(☎582-1134) 桑折町地域包括支援センター(☎582-1188)

(2) 要介護認定の申請

本人または家族などから申請します。 (包括支援センター、介護保険施設などが 代行申請することもできます)

3 訪問調査

認定調査員が自宅(または病院など)を 訪問して調査します。

4 要介護度の決定

主治医意見書および認定調査に基づいて、 「介護認定審査会」で要介護度が決定されます。

要介護・要支援と認定 サービス利用の手続きをします。

3 主治医意見書

町からの依頼で

主治医が意見書を作成します。

介護予防・生活支援サービス事業、 一般介護予防事業を利用



私たちも お手伝いします

2582-1188



告 広

告 広

広報こおり | Mar 2024 広報こおり | Mar 2024

利用者の

击

古山千寿子さん

宅で介護されました。

結婚を機に桑折町民となった古山さ

ん。同居していたご主人のご両親を在

「介護については知らないことばか

り。地元の知人も少なかったため、ど

うしたらいいか不安でした。当時、民

生委員を担っていた関係で、地域包括

支援センターへ問い合わせたところ、 丁寧に相談に乗ってくださいました。 その後も、分からないことは町職員の 方に教えてもらいながら、安心して介

護保険を利用することができました。

在宅での介護は大変なこともありまし

たが、担当のケアマネジャーさんが親

身になって話を聞きながら、その都度

必要なサービスを提案してくれまし

た。義父を自宅で穏やかに看取ること ができたのも、最期まで家族に寄り 添ってくれたおかげだと本当に感謝し

ています。介護は長く続くもの。一人 で背負わずに、介護保険を利用してほ

しいです」